

宗像市公告第158号

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定に基づき、団体営御木屋地区土地改良事業計画を定めたので、同法同条第7項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧する。

令和7年6月18日

宗像市長 伊豆 美沙子



1 縦覧書類

団体営御木屋地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和7年6月18日から令和7年7月16日まで

（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除くものとし、午前8時30分から午後5時まで）

3 縦覧場所

宗像市 都市管理部 施設整備課